



家庭ごみ（粗大）処理 手数料の改定案について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

旭川市環境部

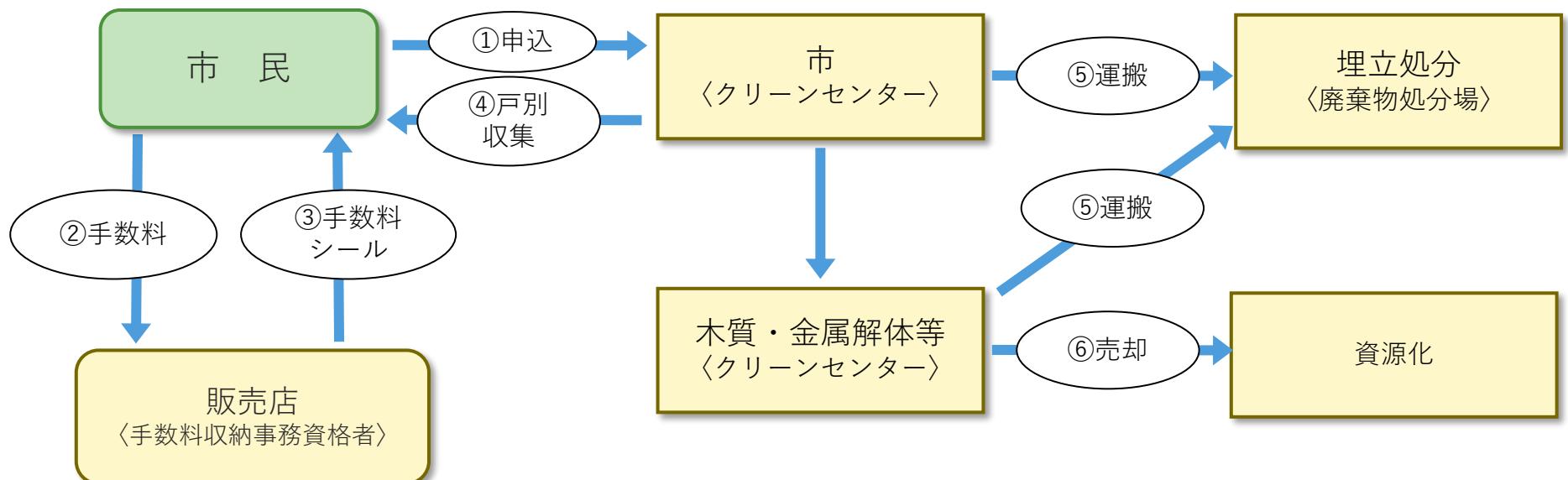
ASAHIKAWA CITY

手数料の対象となる一般廃棄物と排出者

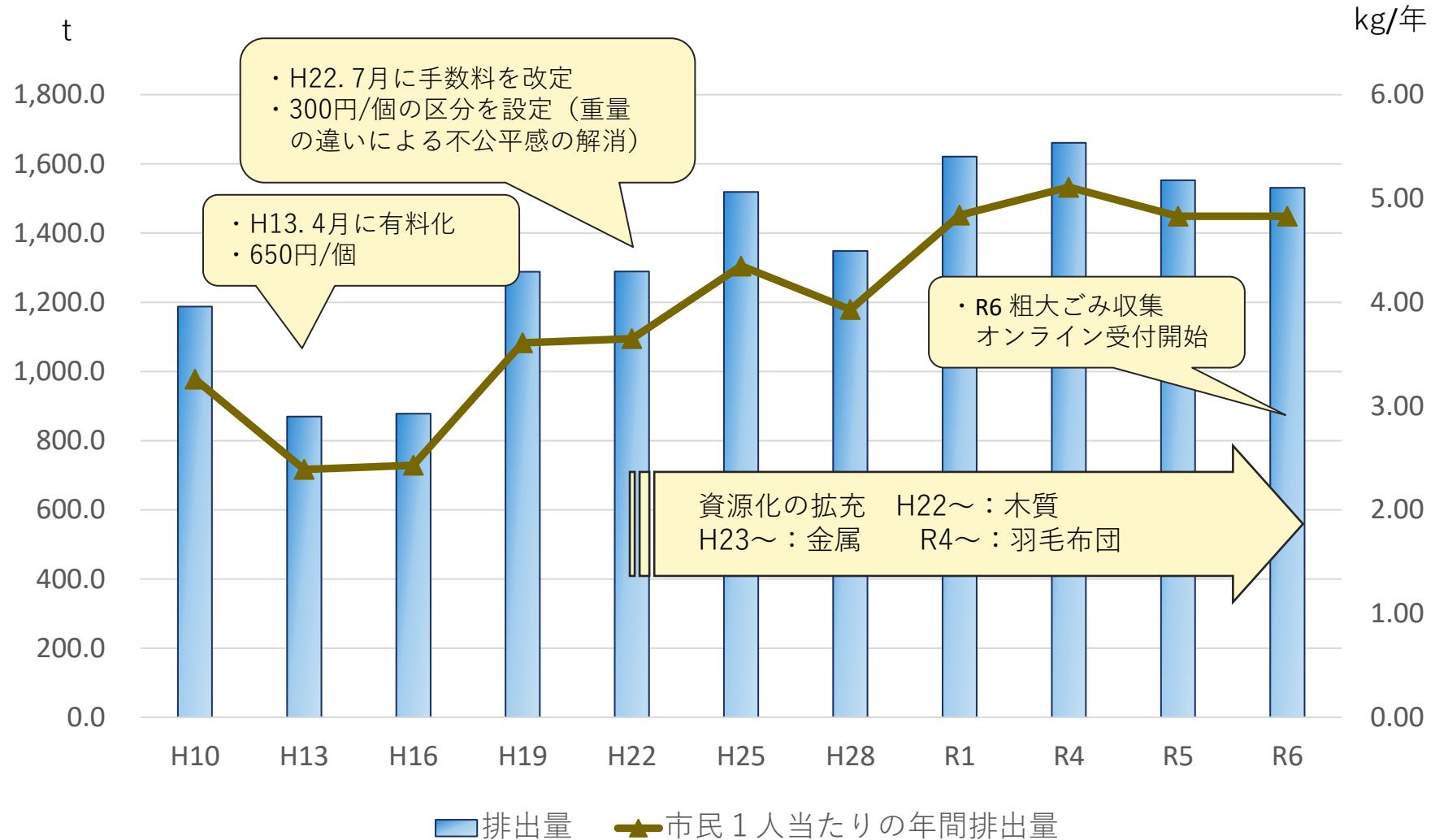


手数料の額 (1個につき)	一般廃棄物		排出者
300円	粗大 (軽量)	<ul style="list-style-type: none">当該品目の平均的な重量がおおむね10kg未満最大の辺又は径が1m未満	粗大ごみを排出する市民
650円	粗大 (その他)	<ul style="list-style-type: none">当該品目の平均的な重量がおおむね10kg以上 100kg未満	粗大ごみを排出する市民

〈処理のフロー図〉



家庭ごみの排出量等の推移（粗大）



手数料コストの算定



	コスト算定の対象年度（実績）	有料化時	H22改定	今回の見直し		
		H10	H20	R4	R5	R6
処理量 (R4～R6：個)	軽量 300円	—	—	48, 222	46, 703	45, 552
	その他 650円	—	—	41, 254	38, 048	38, 394
手数料コスト (円／個)	軽量 300円	—	794	771	854	1, 051
	その他 650円	653	1, 580	2, 172	2, 409	2, 917
排出者負担 割合 (%)	軽量 300円	—	37.8	38.9	35.1	28.5
	その他 650円	99.5	41.1	29.9	27.0	22.3

H10

収集に係る経費及び埋立に係る経費をそれぞれ家庭ごみの排出量及び埋立総量で除した額から算出した1kgあたりのコストに、粗大ごみの1個当たりの平均重量(30kg)を乗じて算出

H22改定

軽量区分の設定に当たり、H20の粗大ごみの平均重量19.9kgに対して、軽量のものを10kgを基準にし、約2分の1の額に設定

R4～R6

粗大ごみの収集運搬に係る人件費、車両の更新・維持管理に係る経費、手数料シールの製造・販売に係る経費、収集したごみの埋立処分に係る経費等の合計を手数料の区分に応じて重量で案分し、それぞれの処理量(個数)で除して算定

手数料の改定案



区分	現行	コスト (R4～R6平均)	改定案
軽量	300円／個	892円／個	450円／個
その他	650円／個	2,499円／個	970円／個

激変緩和措置の適用
(現行手数料の1.5倍まで)

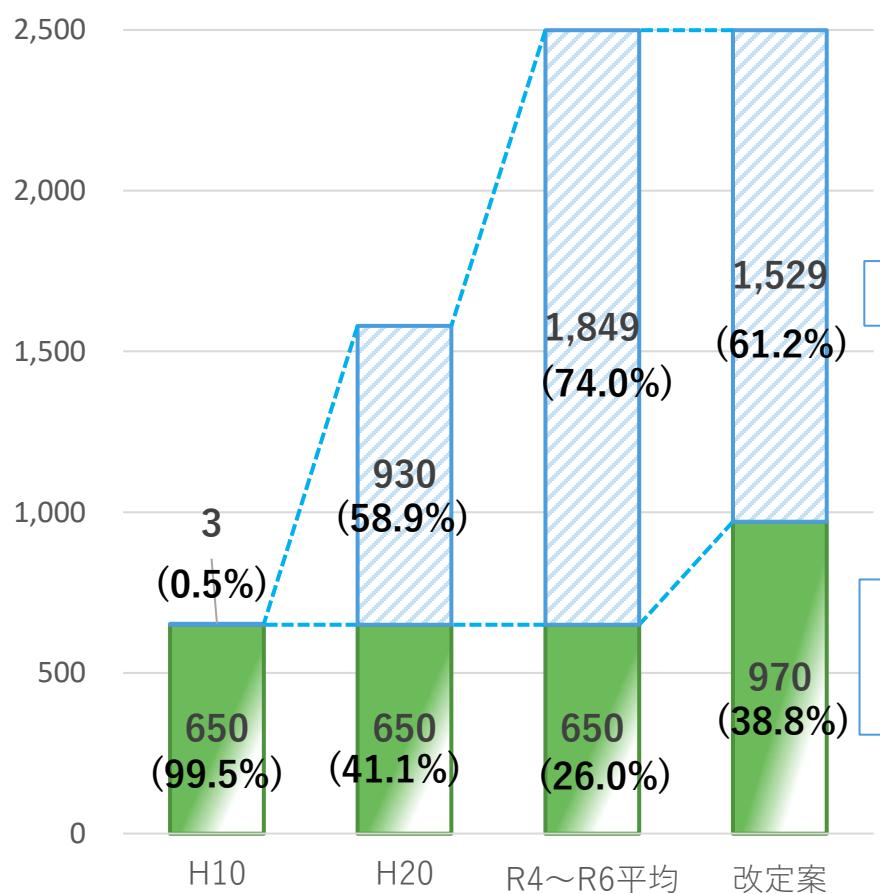
改定料金の適用時期（案）

令和9年4月1日

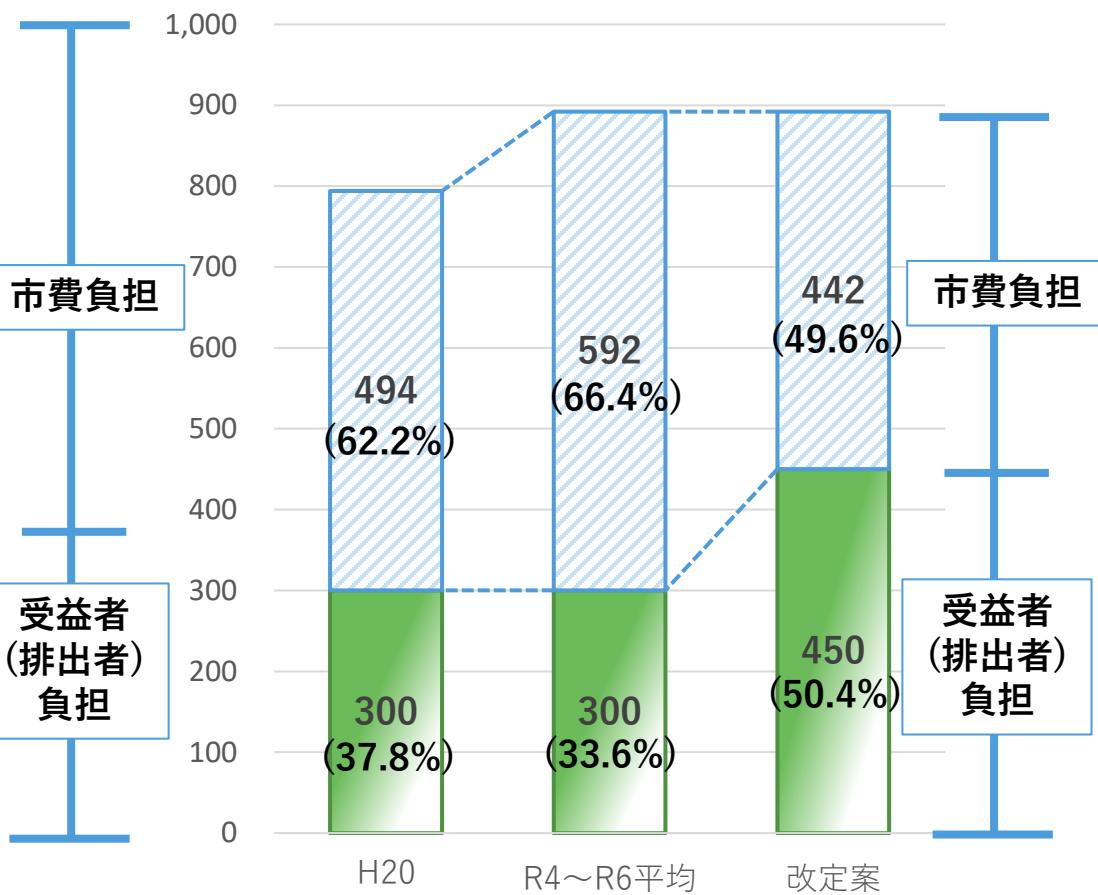
受益者（排出者）負担割合の比較



その他



軽量



道内主要都市の状況



	手数料 (円／個)	備考	減免の状況
旭川市	450、970	見直し案	生活保護世帯の減免の在り方について検討を進める
	300、650	現 行	生活保護
札幌市	200、500、900		
	1300、1800		生活保護
函館市	200、400、600		低所得者（生活保護除く）
小樽市	排出者が許可業者に依頼		なし
室蘭市	240		なし
釧路市	392		なし
帶広市	600		災害時
北見市	300	R8.10月から450円	生活保護
苫小牧市	300、600		なし
江別市	250、500、1000		なし



手数料改定による影響額

区分	排出の頻度（※）	現行	改定案	影響額
軽量	1世帯当たり 3～4年に1個	300円／ 個	450円／ 個	150円／ 個
その他	1世帯当たり 4～5年に1個	650円／ 個	970円／ 個	320円／ 個

※ 1世帯当たり1個の粗大ごみを排出する年数を、R4～R6年度の粗大ごみの処理個数（戸別収集に係るもの）及び世帯数から算出